

(4) 元利金の配分額の精算

- 日本銀行から支払を受けた自己口Ⅲおよび自己口Ⅳに係る振済国債の元利金の配分額のうち租税条約の規定により所得税が軽減される元利金に係るものについて、源泉徴収税の払戻の請求を行う場合は、「国債振替決済元利金配分額精算請求書」および「国債振替決済元利金に係る租税条約（軽減税率適用分）に関する通知書」をその元利払日の属する月の翌月10日の3営業日前の日までに、日本銀行本支店に提出してください。

- 精算税額（利付国債の利子分に限る。）の振込日の業務開始後、オンライン先には「国債振替決済精算税額明細通知」を送信します。
なお、非オンライン先には、同通知を窓口にて交付します。

<記載例> — 国債振替決済元利金配分額精算請求書 —

第七号書式

業務処理区分 7 4 5 4 0 4	国債振替決済元利金配分額精算請求書																		
日本銀行 御中	(日付) 28. 9. 21																		
捨印 印	(参加者) 株式会社〇〇銀行 業務部長 〇 〇 〇 〇			印															
(償還期日又は利子支払期日 28年9月20日分)																			
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">振決参加者コード</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">1</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">2</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">3</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">種別コード</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					振決参加者コード	1	2	3	4	種別コード	9	0							
振決参加者コード	1	2	3	4															
種別コード	9	0																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">銘柄</th> <th style="width: 15%;">口座区分 (コード)</th> <th style="width: 15%;">償還額又は 利子額</th> <th style="width: 15%;">補正後の 所得税額</th> <th style="width: 25%;">精算税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">利付国庫債券(20年) 第122回</td> <td style="padding: 5px;">自己口座 (04)</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">円 27,000</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">円 2,700</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">円 1,435</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">合 計</td> <td></td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">27,000</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">2,700</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">1,435</td> </tr> </tbody> </table>					銘柄	口座区分 (コード)	償還額又は 利子額	補正後の 所得税額	精算税額	利付国庫債券(20年) 第122回	自己口座 (04)	円 27,000	円 2,700	円 1,435	合 計		27,000	2,700	1,435
銘柄	口座区分 (コード)	償還額又は 利子額	補正後の 所得税額	精算税額															
利付国庫債券(20年) 第122回	自己口座 (04)	円 27,000	円 2,700	円 1,435															
合 計		27,000	2,700	1,435															

- 日本銀行から受領した「国債振替決済元金配分
済通知」または「国債振替決済利子配分済通知」
に記載された国債残高または利子額を記入。
- 支払期日を記入(償還期日または利子支払
期日が休日であっても当該期日を記入。)
- 提出日を記入。

- 「国債振替決済元利金に
係る租税条約(軽減税率
適用分)に関する通知
書」の「精算税額」欄の
銘柄および口座区分別
の合計額を記入。
- 参加者名、届出の役職名・氏名
を記入し、届出印を押捺または
署名。

○ 種別コードは、「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則(国債振替決済関係事務)」第3編を参照のうえ、記入する。

＜記載例＞ ―国債振替決済元利金に係る租税条約（軽減税率適用分）に関する通知書―


第八号書式

国債振替決済元利金に係る租税条約（軽減税率適用分）に関する通知書


（日付） 28. 9. 21

日本銀行 御中

（参加者）
株式会社〇〇銀行
業務部長 〇 〇 〇 〇



捺印
印



印

償還期日又は利子支払期日	28年9月20日	種別	日銀源泉徴収口						
銘 柄	口座区分	軽減税率適用者の氏名又は名称	額面金額	償還額又は利子額	所得税率に基づく 所得税額(A)	軽減税率	軽減税率に基づく 所得税額(B)	精算税額 (A - B)	
利付国庫債券（20年） 第122回	自己口IV	〇 〇 □ □	円 3,000,000	円 27,000	円 4,135	%	円 2,700	円 1,435	
合 計			3,000,000	27,000	4,135		2,700	1,435	

・参加者名、届出の役職名・氏名を記入し、届出印を押捺または署名。

- （備考）
1. 「種別」欄には、参加者口座の種別名を記入する。
 2. 「口座区分」欄には、参加者口座の内訳区分名（「自己口Ⅲ」または「自己口Ⅳ」）を記入する。
 3. 「軽減税率適用者の氏名又は名称」欄には、租税条約の規定により所得税が軽減される者（8.において「軽減税率適用者」という。）の氏名または名称を記入する。
 4. 「額面金額」欄には、租税条約の規定により所得税が軽減される元利金に対応する振込国債の額面金額（元金または分離利息振込国債の利子の場合には、「償還額又は利子額」欄の金額と同額）を記入する。
 5. 「所得税率に基づく所得税額」欄には、次に掲げる式により計算した金額を記入する。
 - （1）元金または分離利息振込国債の利子の場合
償還額または利子額×みなし割引率×所得税および復興特別所得税の合計税率（1円未満の端数切捨て）
 - （2）利付国債の利子の場合
利子額×所得税および復興特別所得税の合計税率（1円未満の端数切捨て）
 6. 「軽減税率」欄には、租税条約に基づく軽減税率（7.において「軽減税率」という。）を記入する。
 7. 「軽減税率に基づく所得税額」欄には、次に掲げる式により計算した金額を記入する。
 - （1）元金または分離利息振込国債の利子の場合
償還額または利子額×みなし割引率×軽減税率（1円未満の端数切捨て）
 - （2）利付国債の利子の場合
利子額×軽減税率（1円未満の端数切捨て）
 8. 複数の軽減税率適用者が対象となる銘柄および口座区分については、小計額（銘柄および口座区分別の合計額）も記入する。

(5) 少額貯蓄非課税等の分ち計算

- 参加者または間接参加者は、「振替口座簿」の顧客口座（間接参加者口座および外国間接参加者口座を除く。）に記載または記録がされていた利付国債の利子（支払期日が平成27年12月31日以前であるものに限る。）について、障害者等少額貯蓄非課税（所得税法第10条第1項）または障害者等少額公債特別非課税（租税特別措置法第4条第1項）の適用を受けていた顧客がその支払期日前に死亡し、その相続人（当該相続人が引続き障害者等少額貯蓄非課税または障害者等少額公債特別非課税の適用を受ける場合を除く。）が当該利付国債をその死亡した日の属する計算期間に対応する利子の支払期日まで継続して保有した場合は、当該利子のうち、死亡した日までの期間に対応するものを非課税とし、死亡した日の翌日以後の期間に対応するものを課税とする分ち計算を行い、以下のケースに応じて取扱ってください。

イ. 所得税の払戻しを請求する場合

上記の非課税の適用を受けていた者の死亡の届出または当該届出による課税区分の変更手続等が利子計算期間の途中に行われたことにより国債の配分利子にかかる所得税の払戻しを受ける必要がある場合には、①所得税の還付請求にかかる適宜の依頼書および②所得税の還付請求にかかる明細書（「国債振替決済分ち計算に伴う所得税額精算請求書（兼領収証書）」（以下「所得税額精算請求書」という。）で代用。日付および責任者の役職名・氏名・押印または署名は不要）を日本銀行本支店・代理店・国債代理店・国債元利金支払取扱店へ提出してください。

日本銀行では、①および②の提出があった都度、日本橋税務署に対して所得税の還付請求を行います。その後、日本銀行から還付が決定した旨の連絡を受けた場合は、「所得税額精算請求書」（日付および責任者の役職名・氏名・押印または署名が必要）を日本銀行本支店・代理店・国債代理店・国債元利金支払取扱店へ提出してください。

- 日本橋税務署での審査により、提出から連絡までに1か月以上を要することが見込まれます。

ロ. 所得税の追徴が必要となった場合

上記の非課税の適用を受けていた者の死亡の届出または当該届出による課税区分の変更手続等が利子計算期間後に行われた場合には、相続人から当該利子にかかる所得税を追徴するとともに、「所得税額精算請求書」を日本銀行本支店へ提出し、その指示に従って追徴税額を払込んでください。

<記載例> — ①所得税の還付請求にかかる依頼書 —

国債利子所得税の還付請求にかかる依頼書

(日付) 28.2.10

日本銀行
御中

(参加者・間接参加者)
株式会社 ○○銀行
営業部長 △△ △△

印
印

(間接参加者が請求する場合には、その指定参加者も上部余白に記名押印又は署名)

貴行にて納付済である国債利子にかかる所得税のうち下記金額について、貴行の所轄税務署に対して還付請求をして頂きますようお願い致します。

— 還付請求の明細につきましては、別添をご参照ください。

1 枚 110 円

<記載例> — ②所得税の還付請求にかかる明細書 —

国債振替決済分ち計算に伴う所得税額精算請求書 (兼領収証書)

第十三号書式

日本銀行 御中

(日付) _____

(参加者・間接参加者) _____ 印

株式会社○○銀行

(間接参加者が請求する場合には、その指定参加者も上部余白に記名押印又は署名)

所得税法第10条第1項又は租税特別措置法第4条第1項の規定の適用を受けていた者の死亡による分ち計算に伴う所得税額の精算を下記のとおり請求します。

利子支払期日	① 非課税制度 対象者氏名	② 対象者の 死亡年月日	③ 相続人の 氏名	国債名称・記号	④ 利子額	⑤ 課税 期間	⑥ 課税対象 利子額 (④×⑤) 利子計算期間	非課税対象 利子額 [④-⑥]	⑦ 既徴収税額 上段に所得税 下段に地方税 [④×税率又は0]	⑧ 確定税額 上段に所得税 下段に地方税 [⑥×税率]	⑨ 精算税額 上段に所得税 下段に地方税 [⑦-⑧]	
27年7月15日	○○△△	27.2.8	○○□□	個人向け利付国庫 債券(変動・10年) 第43回	5,425 円	157 日	4,705 円	720 円	830 円 271 円	720 円 235 円	110 円 36 円	
合 計								所得税				
								地方税				

⑩資金請求額(領収金額) (所得税精算税額のみ記入)	110 円	左記金額を領収しました。
⑪払込金額 (所得税精算税額のみ記入)		左記金額を払込みます。

日付、責任者の役職名・氏名、届出印は不要。

○ その他の記載上の留意事項は、次頁参照。

<記載例> — 国債振替決済分ち計算に伴う所得税額精算請求書（兼領収証書） —
（所得税の払戻）



国債振替決済分ち計算に伴う所得税額精算請求書（兼領収証書） 第十三号書式

日本銀行 御中 (日 付) 28. 3. 3

(参加者・間接参加者)
株式会社〇〇銀行
営業部長 〇〇△△

所得税法第10条第1項又は租税特別措置法第4条第1項の規定を受けていた者の死亡による分ち計算に伴う所得税額の精算を下記のとおり請求します。

(間接参加者が請求する場合には、その指定参加者も上部余白に記名押印又は署名)

捺印  印 

利子支払期日 27年7月15日

① 非課税制度 対象者氏名	② 対象者の 死亡年月日	③ 相続人の 氏 名	④ 国債名称・記号	⑤ 利子額	⑥ 課税 期間 (④ × ⑤) 課税対象額 [④ × ⑤] 利子計算期間	⑦ 非課税対象 利子額 [④ - ⑥]	⑧ 既徴収税額 [上段に所得税 下段に地方税 ④ × 税率又は0]	⑨ 確定税額 [上段に所得税 下段に地方税 ⑥ × 税率]	⑩ 精算税額 [上段に所得税 下段に地方税 ⑦ - ⑧]
〇〇△△	27. 2. 8	〇〇□□	個人向け利付国債 債券(変動・10年) 第43回	5,425	157	4,705	830 271	720 235	110 36
				合 計					
⑪ 資金請求額 (領収金額) (所得税精算税額のみ記入)				110					
⑫ 払込金額 (所得税精算税額のみ記入)									

左記金額を領収しました。

左記金額を払込みます。

・所得税法第10条第1項または租税特別措置法第4条第1項の規定を受けていた者の氏名を記入(このうち所得税法第10条第1項の規定を受けていた者の氏名には⑬と付記)。

・非課税制度対象者が死亡した日を含む利子計算期間のうち、死亡の日の翌日から利子支払期日までの日数を記入。

・特例国債の場合で、利札1枚毎に利子額を算出(理論券種方式)したときには、券面金額・枚数を余白に括弧書き。

・原則として正式名称とするが、略称で記入しても差し支えない。

・相続人が確定していないときは「未定」または「手続中」などと記入。

・1円未満の端数切捨て。また、終期利子の場合には、半期利子と計算期間が異なることがある。

・記入が1行の場合には合計欄の記入を要しない。

・参加者名、届出の役職名・氏名を記入し、届出印を押捺または署名。

・「非課税貯蓄者死亡届出書」または「特別非課税貯蓄者死亡届出書」等により確認のうえ記入。

- 利子支払期日が平成25年1月1日以後の場合には、所得税の税率は所得税および復興特別所得税の合計税率とする。
- 利子支払期日の異なるものを同一日に支払うときは、原則として別葉に作成する。ただし、対象者が少数で1葉に記入できるときなどには、異なる支払期日を対象者氏名欄に記入することとしてもよい。
- 請求書が複数枚になる場合には、各葉の右上に連続番号(1/3 2/3 3/3 など)を記入し、第1葉に参加者名を記入し、届出印を押捺する。この場合、合計欄への記入は最終葉のみ(その他の葉の合計欄は斜線)とし、資金請求額(領収金額)は第1葉に記入する。

精算税額の算出基礎となる利子額等については、原則として当該銘柄の残高に利率を乗じて算出する(総額方式)。ただし、法令に基づく特例国債(国債振替決済制度の運営開始(平成15年1月27日)より前に発行された無記名国債)については、残高に応じて証券枚数が最少になるような国債証券の券面と枚数を求め、当該券面の利札1枚毎に利子額および所得税額を算出(理論券種方式)することができる。

＜記載例＞ — 国債振替決済分かつち計算に伴う所得税額精算請求書（兼領収証書） —
 （所得税の追徴）

第十三号書式

国債振替決済分かつち計算に伴う所得税額精算請求書（兼領収証書）

日本銀行 御中 （日 付） 28. 3. 3

（参加者・間接参加者）
 株式会社〇〇銀行
 営業部長 〇 〇 △ △

所得税法第10条第1項又は租税特別措置法第4条第1項の規定の適用を受けていた者の死亡による分かつち計算に伴う所得税額の精算を下記のとおり請求します。

（間接参加者が請求する場合には、その指定参加者も上部余白に記名押印又は署名）

① 非課税制度 対象者氏名	② 対象者の 死亡年月日	③ 相続人の 氏 名	④ 国債名称・記号	⑤ 利 子 額	⑥ 課 税 期 間	⑦ 課 税 対 象 利 子 額 〔④×⑤〕 〔④×⑤〕 利子計算期間	⑧ 非 課 税 対 象 利 子 額 〔④-⑥〕	⑨ 既 徴 取 税 額 〔上段に所得税 下段に地方税 〔④×税率又は0〕	⑩ 確 定 税 額 〔上段に所得税 下段に地方税 〔⑥×税率〕	⑪ 精 算 税 額 〔上段に所得税 下段に地方税 〔⑩-⑨〕	
〇〇 △△	27.4.27	〇〇 □□	利付国庫債券 (10年) 第284回	17,000 円	日 54	5,043 円	11,957 円	0 円	772 円	△ 772 円	
(利子支払期日 27.7.15) 〇〇 △△	27.4.27	〇〇 □□	個人向け利付国庫 債券(変動・10年) 第37回	1,550 円	79	676 円	874 円	0 円	103 円	△ 103 円	

⑫ 資金請求額（領収金額） （所得税精算税額のみ記入）				円		合計		所得 税	0	875	△ 875
⑬ 払込金額 （所得税精算税額のみ記入）				875 円				地 方 税	0	285	△ 285

左記金額を領収しました。

左記金額を払込みます。

・ 精算税額欄の冒頭に△印を記入。

○ その他の記載上の留意事項は、「所得税の払戻し」の記載例参照。

(6) 残高証明請求

- 振込国債残高の証明が必要な場合は、日本銀行本支店へ振込国債残高証明請求書（以下「残高証明請求書」という。）を提出してください（日本銀行で「振込国債残高証明書」を作成のうえ交付します。）。

<記載例>

第十五号の三書式

業務処理区分
748399

振込国債残高証明請求書

(日付) 28. 4. 11

日本銀行 御中

捨印

印

住所 ○○市○○町1-1

名称 株式会社○○銀行

代表者 取締役頭取 ○○△△

印

印

請求の目的	会計監査のため					
証明対象日	平成28年3月31日					
参加者	○○銀行	振込参加者 コード	1	2	3	4
種別	執行等口以外	全種別	通数		1通	
	(全種別以外の 場合にのみ下 欄に記入)					
	執行等口(34)		通数		通	

(備考) 1. 「参加者」欄には、証明対象日の時点における参加者の名称を記入する。
 2. 証明対象の種別は、原則として証明対象日の時点で1. の参加者の参加者口座に設定されていた全種別（執行等口を除く。）とし、「種別」欄の「全種別」を○で囲む。ただし、当該種別のうち一部についてのみ証明対象とする場合には、下欄にその種別の名称（種別名なしの種別にあつては「種別名なし」。複数可。）を記入する。
 また、執行等口を証明対象とする場合には、「種別」欄の「執行等口(34)」を○で囲む。
 3. 「通数」欄には、必要とする振込国債残高証明書の通数を記入する。この場合、執行等口以外分と執行等口分とはそれぞれ別に記入する。
 4. 振込国債残高証明書の会計監査人への送付を日本銀行に依頼する場合には、その旨を記載した適宜の送付依頼書及び会計監査人あての送付用封筒を添付する。

・一部の種別のみ証明対象とする場合には、その種別の名称をこの欄へ記入し、上段の「全種別」は○で囲まない。

・支店名等は記入不要。

・参加者の住所、参加者名、届出の役職名・氏名を記入し、届出印を押捺または署名。

・提出日を記入。

(備考) 残高証明請求書は、振込規則で定めた所定の書式（第十五号の三書式）を使用。

— 会計監査人へ送付を希望する場合 —

振込国債残高証明書を日本銀行業務局から会計監査人あてに直接送付するよう希望する場合には、残高証明請求書に適宜の送付依頼書（下記様式例を参考に作成）および送付用封筒（会計監査人の住所・名称を記載し、簡易書留扱い相当の郵便切手を貼付）を添えて提出してください。

<様式例>

平成28年4月11日	←
日本銀行 御中	
株式会社〇〇銀行 取締役頭取 〇〇△△ (印)	} ←
振込国債残高証明書の会計監査人あて送付依頼の件	
今般、当方の会計監査に関連し、監査人が平成28年3月31日現在における当方の参加者口座の国債残高を確認したいとのこととあります。	
つきましては、別添の請求書に基づく振込国債残高証明書2通を同封の封筒にて直接〇〇〇〇監査人に送付して頂きますようお願いいたします。	
以 上	
・ 残高証明請求書の証明対象日と一致させる。	
・ 参加者名、届出の役職名・氏名を記入し、届出印を押捺または署名。	
・ 残高証明請求書の日付と一致させる。	
・ 支店名等は記入不要。	

郵送により直接日本銀行本店に提出される場合は、以下のあて先へ送付願います。

〒103-8660
東京都中央区日本橋本石町 2-1-1
日本銀行業務局国債業務グループ